

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

阿南市長 岩佐 義弘

市町村名 (市町村コード)	阿南市 (362042)
地域名 (地域内農業集落名)	宝田地区 上分、中分、三友、井関、川原、荒井、東分、清水、中当、梅の本
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月25日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の高齢化が進み10年後を見据える中で後継者不足や遊休農地の更なる増加が課題である。認定農業者や新規就農者等の担い手が存在し、農地維持のために担い手への集約等を検討していく必要がある。

しかし、当地区は圃場整備が進んでおらず、集積・集約による大規模経営が難しく更に米価が低迷している状況で水稻だけでは農業を継続していくことが困難な状況である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物とした土地利用型農業や施設園芸農業が定着しており、今後も同様の利用としていくが持続可能な農業のために高収益作物の転換なども検討していく。

農作業の効率化を図るため、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、基盤整備事業未実施地区への事業実施や基盤整備事業による圃場拡大等を検討していく必要がある。

また地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	149 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	149 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

・耕作状況等を鑑みながら農業振興地域を基本区域とし農地利用を積極的に進めていく。

・保全・管理等のエリアについては、地元協議を積み重ね必要に応じて、適宜、設定する。

・以下の農地における営農型太陽光発電事業について協議の場(令和6年11月25日開催)において、地域計画内の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。

阿南市宝田町今市イシン坊36番地1 1,334㎡(転用面積0.330㎡) 地図No.1

阿南市宝田町市場44番地 251㎡(転用面積1.00㎡) 地図No.2

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
貸し借りの意向等を適宜、収集し農地中間管理機構等を活用し目標地図へ位置付ける者の集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業の制度説明、活用を積極的に推進し担い手が耕作が出来なくなった場合に次の受け手への貸付がスムーズになるよう制度を生かした農地集積を促進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域の農業者(担い手等)が効率的に農業を実施するため圃場整備事業等による農地の大区画化、パイプライン化を検討し集積が行いやすい環境づくりを検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募り、貸し手、借り手や地域の意向を踏まえながら市やJA、農地中間管理機構等と連携し新たな担い手として定着出来るよう取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域の意向等を確認しながら農作業を地域のファームサービス事業体やJAへ委託する事により水田を維持管理していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう侵入防止柵を設置する。
 ③農作業の効率化や収量増加を図るためスマート農業の検討を行う。
 ⑦多面的機能支払交付金を活用し継続して集落内の農地保全・管理、農業用施設(水路、農道)の維持管理を行う。

宝田地区 営農型太陽光位置図 地図No. 1



阿南光高等学校

事業箇所
宝田町今市イシン坊36番地1

宝田地区 営農型太陽光位置図 地図No. 2

